

「北海道のサイクルツーリズム推進方針(令和元年8月策定)」の 改定の方向性について

令和8年2月27日

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議

北海道におけるサイクルツーリズムの取組経緯

○北海道における取組

- 平成28年3月 北海道総合開発計画（8期計画）閣議決定 →北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業と位置づけ
- 平成29～30年 「北海道のサイクルツーリズム推進に向けた検討委員会」設置（事務局：北海道、北海道開発局）
→5つのモデルルートにおける試行
- 平成31年3月 北海道自転車利活用推進計画が策定
- 令和元年8月 北海道サイクルルート連携協議会を設立（ルート協議会募集開始）
→8つのモデルルートにて取組を推進（北海道のサイクルツーリズムの取組を本格展開）
→北海道のサイクルツーリズム推進方針を策定
- 令和3年3月 第2期北海道自転車利活用推進計画が策定
- 令和3年5月31日 トカプチ400がナショナルサイクルルートに指定
- 令和6年3月 第9期北海道総合開発計画を閣議決定
→北海道のポテンシャルを活かし、「食料安全保障」「観光立国」「ゼロカーボン北海道」を先導

※現在、第3次北海道自転車利活用推進計画を策定中

○全国的な取組

- 平成28年12月 自転車活用推進法が議員立法で成立（平成29年5月施行）
→「自転車の活用による環境負荷の低減、災害時の交通機能維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題」と明記
- 平成30年6月 国の自転車活用推進計画が閣議決定
→「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」が目標に掲げられる
- 令和3年5月 第2次自転車活用推進計画が閣議決定
- 令和5年7月 新たな国土形成計画（全国計画）が閣議決定
→同10月 国土幹線道路部会中間取りまとめ（WISENET2050公表）
- 令和6年6月 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定

※現在、第3次自転車活用推進計画を策定中

北海道のサイクルツーリズム推進方針の改定の方向性

■現在の「北海道のサイクルツーリズム推進方針(令和元年8月策定)」

北海道において、世界的に見ても魅力的なサイクリングを楽しめる環境を高めていくために、サイクルツーリズム推進の取組を持続的に実施し、国内外から来道するサイクリストにサイクルルートを広く案内し、安全・安心な走行環境、受入環境、情報発信サービスを提供。

■改定のポイント（新たな上位計画の策定）

現在の推進方針は、自転車活用推進計画(平成30年6月)および第8期北海道総合開発計画(平成28年3月)をもとに記載されているため、以下の策定を踏まえた改定が必要。

- ▶第2次自転車活用推進計画(令和3年5月)
感染症による社会情勢の変化
- ▶第9期北海道総合開発計画(令和6年3月)
高付加価値旅行者の誘客
- ▶第3次自転車活用推進計画(令和8年予定)
人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

■改定のポイント（連携協議会やアドバイザー会議委員の意見）

左記上位計画の策定に加え、サイクルツーリズムの**ターゲットの裾野を広げる取組**が必要であることから、以下の改定が必要。

- ▶多様な主体との連携による持続可能な観光地域づくりなどが必要。
- ▶地域の特性、ニーズに合わせた柔軟な運用が必要。
- ▶各機関による情報発信の多様化を踏まえたPRが必要。
- ▶コンビニ連携等企業連携に関する記述が不足。
- ▶注意を要する箇所における安全性向上、各施設に兼ね備えるべき機能拡大への対応、情報発信手法・内容の充実、好事例の記載等が必要。
- ▶アクションプランは、サイクリストの交通実態を踏まえたものとするべき。

■改定の方向性

背景と目的	▶ 新たな上位計画の策定、委員等の意見 を踏まえ、推進方針の背景・目的を改定
推進体制	▶ 北海道の資源を活用した持続可能な観光地域づくりを行う団体との連携 を追加／整備水準を「 必須項目 」、「 推奨項目 」に明確化
連携協議会の役割、実施内容	▶ 既存ツール活用、連携による幅広い層へ向けたPRの実施 を追加／ 協賛メンバーやその他企業との連携に関する取組 を追加
「サイクルルート」の考え方(基本コンセプト)	▶ 基幹ルートへのステージ制を導入
ルート協議会の役割・実施内容	▶ 走行環境 :注意を要する箇所の安全対策を追加／ 受入環境 :各施設の機能を明確化。新たなコンテンツの充実や好事例を追加／ 情報発信 :手法・内容を充実。意識醸成に向けた啓発を追加 等
取組の進め方	▶ サイクリストの交通実態のデータ収集を踏まえたアクションプランを作成、修正 することを追加

北海道のサイクルツーリズム推進方針の改定の方向性

背景と目的

<改定のポイント>

新たな上位計画の策定

自転車活用推進計画(平成30年6月)

⇒ 第2次自転車活用推進計画(令和3年5月)

⇒ **第3次自転車活用推進計画(令和8年予定)**

第8期北海道総合開発計画(平成28年3月)

⇒ 第9期北海道総合開発計画(令和6年3月)

連携協議会やアドバイザー会議委員の意見

新たな上位計画の策定に加え、サイクルツーリズムのターゲットの裾野を広げる取組が必要。

自転車ネットワーク計画調整会議の設置

一層の自転車の活用推進に向け、関係機関の連携による推進体制として、調整会議を設置。(令和7年10月)



第9期北海道総合開発計画

推進体制

<改定のポイント>

- 多様な主体との連携による北海道の資源を活用した持続可能な観光地域づくりや新たな観光コンテンツの創出・拡充が必要。

- 持続可能な取組を行っていくため**地域の特性、ニーズに合わせた柔軟な運用**が必要。

連携協議会の役割、実施内容

<改定のポイント>

- 各機関による**情報発信が多様化**しており、実態に合うPRが必要。
- コンビニ連携**等企業連携に関する記述が不足。



包括連携協定締結によるセコマへのサイクルラックの設置

<改定の方向性>

- 第9期北海道総合開発計画(令和6年3月)が策定。**インバウンド等高付加価値旅行者の誘客**に向けて改定。また、第3期自転車活用推進計画(令和8年)が策定予定。サイクルツーリズムを通じて地域資源を守りながら人の流れを生み出し、地域の経済循環を促進することで新たな地方創生に寄与する、とのビジョンに基づき、自転車活用による観光地域づくりの推進という施策を新たに追加。
- 左記意見を踏まえ、上級者だけではなく、子供、家族連れ等を含む**多様なサイクリストを対象**とし改定。
- 調整会議を踏まえ、一層の自転車ネットワーク整備を推進。

<改定の方向性>

- 北海道の資源を活用した持続可能な観光地域づくりに取り組む**シーニックバイウェイ北海道、かわたびほっかいどう等との連携**を追加。



シーニックバイウェイ北海道で取り組むルートや活動状況

- 地域特性や目指すゴールに応じた柔軟な運用を可能とするため、**整備水準を「必須項目」と「推奨項目」に明確化**。

<改定の方向性>

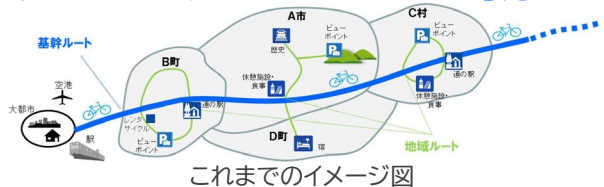
- 連携協議会構成員の**既存のプロモーションツールの活用**や、**連携による幅広い層へ向けたPRの実施**について追加。
- 協賛メンバーやその他企業との連携に関する取組**を追加。

北海道のサイクルツーリズム推進方針の改定の方向性

「サイクルルート」の考え方(基本コンセプト)

<改定のポイント>

- 今までは、主に**ロングライド**の方々をターゲットとしていたが、**地域に与える効果は小さい**。効果を高めるためには、女性、家族層など**サイクルツーリズムの裾野を広げること、インバウンドへの対応が必要**。



これまでのイメージ図

<改定の方向性>

- 多様なサイクリストへの対応、高付加価値旅行者の誘客のため、**基幹ルートや地域ルート**の設定に加え、**基幹ルートへのステージ制※を導入**。

※「基幹ルート」を複数のステージ(区間)に分け、難易度や標高差、立寄りスポット等の特徴を示すことで、初・中級者層の利用を促す仕組み



ステージ制を導入したイメージ図

ルート協議会の役割・実施内容

<改定のポイント>

- 走行環境では、トンネルや橋梁部等の**注意を要する箇所における安全性向上**が必要。
- 受入環境では、**各施設に兼ね備えるべき機能が拡大**したことから、記載内容の充実が必要。また、近年の**新たなコンテンツ**や「**サイクリスト応援カー**」などの好事例を推進する記載が必要。
- 情報発信では、その手法や内容が拡大してきたことから、**記載内容の充実**が必要。また、好事例である「**シェア・ザ・ロード**」の記載が必要。



サイクリスト応援カー



シェア・ザ・ロード

<改定の方向性>

- 走行環境では、**狭小幅員のトンネル内や橋梁部**等における「**路面表示(矢羽根)**等による**安全対策**」を追加。
- 受入環境では、ゲートウェイや休憩施設等に**兼ね備えるべき機能を明確化**するとともに、「**散走**」等の**新たなコンテンツの充実**や**移動サポートの好事例**を追加。
- 情報発信では、「**サイクルマップの作成**」、「**ルート情報の発信**」、「**イベント・PRの実施**」、「**コミュニケーションサイトの周知**」等の**手法や内容の充実**や、新たに「**啓発活動の実施**」の項目を加え「**シェア・ザ・ロード**」の**意識醸成に向けた啓発**を追加。

取組の進め方

<改定のポイント>

- ルート協議会のアクションプランの作成にあたり、把握した**サイクリストの交通実態**を踏まえたものとするべき。

<改定の方向性>

- ルート協議会は、レンタサイクル利用者数などの**サイクリストの交通実態のデータ収集を行う**とともに、それらを**踏まえてアクションプランを作成**することや、アドバイザリー会議での助言等を踏まえ、**適宜アクションプランを修正して連携協議会と共有**することを追加。

北海道のサイクルツーリズム推進方針の改定の進め方

<今後の進め方(案)>

令和元年8月 北海道のサイクルツーリズム推進方針策定

令和7年2月 第10回 北海道サイクルルート連携協議会

○推進方針改定の方向性について議論開始

令和8年2月 第12回 北海道サイクルルート連携協議会

○次期自転車活用推進計画の公表があることから、推進方針の改定に向けたスケジュールの軌道修正

令和8年夏頃

○アドバイザー会議委員の意見等を踏まえ、改定素案を作成
○関係機関への意見照会

令和8年度末まで

○連携協議会で審議
○アドバイザー会議で報告

令和9年度

○推進方針の改定